

宇都宮市立石井小学校卒業準備委員会内規

第1章 名 称

第1条 この会は、宇都宮市立石井小学校卒業準備委員会という。

第2章 目的 及び 活動

第2条 この会は、石井小学校第6学年児童の卒業にあたり、担任と児童がともに考えた卒業に関する教育的活動の支援や、児童と保護者、教職員との交流をより豊かな内容とするための活動を行うことを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 卒業に関する諸費用の積立に関する計画
- 2 卒業に関する教育的活動の支援
- 3 卒業アルバムに関する支援
- 4 卒業を祝う会等の計画、準備、運営
- 5 その他必要となる活動

第3章 組 織

第4条 準備委員会は、PTA組織の第6学年部会に所属する。

第4章 準 備 委 員

第5条 準備委員は、学年委員長の主宰のもと、学年委員を中心に組織する。しかし、人数が不足する場合は、学年委員長が、新たに、学年に属するPTA会員より準備委員として委嘱する。

第6条 準備委員の人数は、その年度に必要な人数を話し合いで決める。

第5章 役 割

第7条 会の活動を円滑に進めるために次の役割をおき、協力して会務を行う。

- 1 準備委員長 1名、準備副委員長 名、書記 名、会計 名
- 2 役割人数は、年度ごとに話し合いで決める。
- 3 準備委員長は、会を代表し、会務を総括する。
- 4 準備副委員長は、準備委員長を補佐する。
- 5 書記は、会の記録を整理し、次年度に資料として引き継ぐ。
- 6 会計は、会計を司る。

第6章 会 計 監 査

第8条 この会の会計を監査するため、2名の会計監査委員をおく。監査委員は、本会の会計を監査する。

第9条 会計監査委員は、準備委員以外の第6学年PTA会員より選出する。

第7章 活 動

第10条 会で決定したことについては、教育に関する内容のものについては学年主任に、その他のものについては学年委員長及びPTA会長の承認を得てから、実行に移す。

第8章 細 則

第11条 この会の活動に必要な事項は、この内規に反しない限り細則でこれを定めることができる。

第9章 改 正

第12条 この内規は、PTA運営委員会において、改正することができる。

附 則

第13条 この内規は、平成13年3月3日から施行する。